

焼津市文化会館販売目的の施設利用について

販売目的の施設利用は焼津市文化会館条例施行規則第9条により下記項目を順守する場合に限り許可することとします。

1. 物品販売（展示）許可申請書に販売品目を記載していただきます。書ききれない場合、物品販売（展示）品目リストを提出していただきます。
2. 現金のやり取りは1品目につき30万円以下とし、30万円を超える販売については申込みのみとします。
3. 絵画・美術品等で著しく高額で価格が不明確な品目の販売及び展示はご遠慮願います。
4. チラシを作成する場合、主催者・連絡先等明確になっているか確認するため校正をさせていただきます。
5. 当館での利用実績が無い利用者様(新規利用)については必要書類を提出していただき、営業実態等を審査させていただきます。
6. 施行規則第7条により職員が確認のため施設使用時に立ち入らせてもらう場合があります。

焼津市文化会館条例施行規則第7条及び第9条抜粋

（職員の立入り）

第7条 指定管理者の職員は、文化会館の管理上必要があると認めるときは、使用中のホール等に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（入館者の遵守事項）

第9条 文化会館へ入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- （2）騒音又は大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （3）動物又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- （4）施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- （5）承認を受けずに広告類を掲示し、又は配布する行為をしないこと。
- （6）所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- （7）所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙をしないこと。
- （8）承認を受けずに寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- （9）その他指定管理者が管理上支障があると認める行為をしないこと。